

「川越市自転車駐車場使用料免除審査基準（案）」の概要について

令和6年1月

市民部防犯・交通安全課

1 制定の趣旨

主に川越市自転車駐車場条例施行規則第6条第4号「火災等の災害その他特別の理由により生活に困窮する者」の審査基準を定めるものです。

2 内容

① 規則第6条第4号における火災等の災害により生活に困窮する者の定義

利用者又はその属する世帯の世帯員でその保有する住宅、家財又はその他の財産について、次の表の左欄に掲げる災害の種類に応じ、同表の右欄に掲げる損害の程度以上の損害を受けた者としてします。

災害の種類	損害の程度
火災	部分焼以上及び水損
震災、風水害、その他これらに類する自然災害	準半壊以上

② 規則第6条第4号の免除対象となる利用申請

原則として、り災後6箇月以内に、新たに免除を申請された利用許可期間についてのみ適用するものとします。（ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。）

3 施行期日

公布日から施行しようとするものです。

4 効果

市営自転車駐車場の運営をより迅速かつ的確に行うことができます。